相互変調特性	感度より三デシベル高い希望波入力電圧を加えた状態の下で、相互変調を生ずる関係にある各妨害波を加えた場合において、装置の出力のうち信号及び雑音の出力との比が二五デシベルとなるときのその妨害波入力電圧と感度との比が五〇デシベル

第二十二項を第二十三項とし、第二十一項を第二十二項とし、第二十項を第二十一項とし、第十九項の次に次の一項を加える。

二十　デジタル特定ラジオマイクの陸上移動局の審査に適用する受信設備の特性

項目		特性
感度		ビット誤り率が十万分の一となるために必要な受信機入力電圧が三二マイクロボルト
実効選択度	スプリアス・レスポンス	感度より三デシベル高い希望波入力電圧を加えた状態の下で、変調のない妨害波を加えた場合において、ビット誤り率が十万分の一となるときのその妨害波入力電圧と感度との比が五〇デシベル
	隣接チャネル選択度	感度より三デシベル高い希望波入力電圧を加えた状態の下で、希望波から五〇〇kHz離れた符号長二一、七六七ビットの二値擬似雑音を繰り返す信号で変調された妨害波を加えた場合において、ビット誤り率が十万分の一となるときのその妨害波入力電圧と感度との比が三〇デシベル
相互変調特性		感度より三デシベル高い希望波入力電圧を加えた状態の下で、相互変調を生ずる関係にある各妨害波を加えた場合において、ビット誤り率が十万分の一となるときのその妨害波入力電圧と感度との比が三〇デシベル

○総務省告示第二百三十九号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第二十七条の十二第一項の規定に基づき、平成二十三年総務省告示第五百十三号（三・九世代移動通信システムの普及のための特定基地局の開設に関する指針を定める件）の一部を次のように改正し、平成二十四年七月二十五日から施行する。

平成二十四年六月二十八日　総務大臣　川端　達夫

第九項第一号㈡を次のように改める。

㈡　無線設備規則及び特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の一部を改正する省令（平成二十四年総務省令第五十九号）第一条による改正前の無線設備規則（別表第一において「旧無線設備規則」という。）第四十九条の十六及び第四十九条の十六の二に規定する特定ラジオマイク及びデジタル特定ラジオマイクの無線局

第九項第二号㈡中「ラジオマイク」を「無線設備規則第四十九条の十六に規定する特定ラジオマイクの無線局若しくは同規則第四十九条の十六の二に規定するデジタル特定ラジオマイク」に改める。

別表第一の六2㈤中「無線設備規則」を「旧無線設備規則」に改める。

○総務省告示第二百四十号

無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）第四十九条の十六第二号の規定に基づき、平成十二年郵政省告示第三百十五号（特定ラジオマイクの陸上移動局の無線設備の一の筐体に収めることを要しない装置を定める件の全部を改正する件）の全部を次のように改正し、平成二十四年七月二十五日から施行する。

平成二十四年六月二十八日

総務大臣　川端　達夫

一　特定ラジオマイクの無線設備の空中線及び附属装置その他これに準ずるもの

二　イヤー・モニター用ラジオマイク（舞台で使用するモニタースピーカーに出力される音声及びその他の音響の伝送を行うラジオマイクをいう。）の無線設備の空中線、分配装置及び回線補償装置。ただし、分配装置及び回線補償装置にあっては、それぞれの空中線に供給される電力が〇・〇一ワット以下、かつ、その帯域外領域におけるスプリアス発射の強度及びスプリアス領域における不要発射の強度が二・五マイクロワット以下となるものであること。

○総務省告示第二百四十一号

無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）第四十九条の十六第八号ただし書の規定に基づき、同号本文の規定を適用しない無線設備及びその送信空中線の技術的条件を次のように定め、平成二十四年七月二十五日から施行する。

平成二十四年六月二十八日　総務大臣　川端　達夫

一　無線設備規則第四十九条の十六第八号本文の規定を適用しない無線設備は、次のとおりとする。

イヤー・モニター用ラジオマイク（舞台で使用するモニタースピーカーに出力される音声及びその他の音響の伝送を行うラジオマイクをいう。）の無線設備

二　前項の送信空中線の技術的条件は、次のとおりとする。

送信空中線は、絶対利得が七デシベル以下であること。

○総務省告示第二百四十二号

無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）第四十九条の十六の二第二号の規定に基づき、平成二十一年総務省告示第百二十九号（デジタル特定ラジオマイクの陸上移動局の無線設備の一の筐体に収めることを要しない装置を定める件）の一部を次のように改正し、平成二十四年七月二十五日から施行する。

平成二十四年六月二十八日　総務大臣　川端　達夫

第一項中「デジタル特定ラジオマイク用附属装置」を「デジタル特定ラジオマイクの無線設備の空中線及び附属装置」に改める。

○総務省告示第二百四十三号

無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）別表第三号22ただし書の規定に基づき、別に定める特定ラジオマイクの陸上移動局及びデジタル特定ラジオマイクの陸上移動局並びにその送信設備のスプリアス発射又は不要発射の強度の許容値を次のように定め、平成二十四年七月二十五日から施行する。

平成二十四年六月二十八日　総務大臣　川端　達夫

一　無線設備規則別表第三号22ただし書の別に定める特定ラジオマイクの陸上移動局及びデジタル特定ラジオマイクの陸上移動局は、四七〇MHzを超え七一四MHz以下の周波数の電波を使用するものとする。

二　前項の陸上移動局の送信設備の別に定めるスプリアス発射又は不要発射の強度の許容値は、次の表に定めるとおりとする。

帯域外領域及びスプリアス領域の境界の周波数	中心周波数から（±）占有周波数帯幅の二・五倍
帯域外領域におけるスプリアス発射の強度の許容値	二・五マイクロワット以下
スプリアス領域における不要発射の強度の許容値	四ナノワット以下 ただし、中心周波数から（±）一MHz以内においては二・五マイクロワット以下